

「協同労働の協同組合法」（仮称）早期制定を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

平成20年12月12日

提 出 者

郡山市議会環境経済常任委員会委員長      大   内      嘉   明

「協同労働の協同組合法」(仮称)早期制定を求める意見書

今、地域の様々な課題を解決するため、行政だけでなく、住民自身の力に大きな期待がかかっている。そのような中、地域に密着した公益性の高い活動が、NPO(特定非営利活動法人)、協同組合、ボランティア団体などによって事業展開されている。

このひとつである「協同労働の協同組合」は、協同組合に参加する人すべてが、協同で出資し協同で働く形をとっており、「働くこと」を通じて「人と人とのつながりを取り戻し、コミュニティの再生をめざす」活動を続けている。

全国には「協同労働の協同組合」の理念で活躍している人が3万人以上存在するといわれており、事業内容は、介護・福祉サービスや子育て支援、オフィスビルの総合管理など幅広く、企業で正規に雇用されない若者や退職した高齢者が集まり、働きやすい職場を自分たちで作るなど、フリーターや「ワーキングプア」の受け皿としても期待されている。

しかし、現在この「協同労働の協同組合」には法的根拠がないため、社会的理解が不十分であり、団体としての入札・契約ができない、社会保障の負担が働く個人にかかるなどの問題があり、国会でのしっかりとした議論と速やかな法制化が望まれている。

よって、政府においては、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

記

働く者たち自らが出資をし、経営し、労働をする「協同労働の協同組合法」(仮称)を早期に制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月16日

郡山市議会